

伏木港伏木万葉ふ頭立入禁止区域図

令和8年8月
富山県伏木港事務所

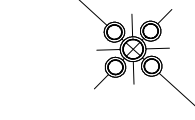
- 常時立入禁止区域 ※1
- 震災後立入禁止区域 ※2

※1 重要国際ふ頭施設の保安確保のため、人又は車両の立ち入りを禁止する区域

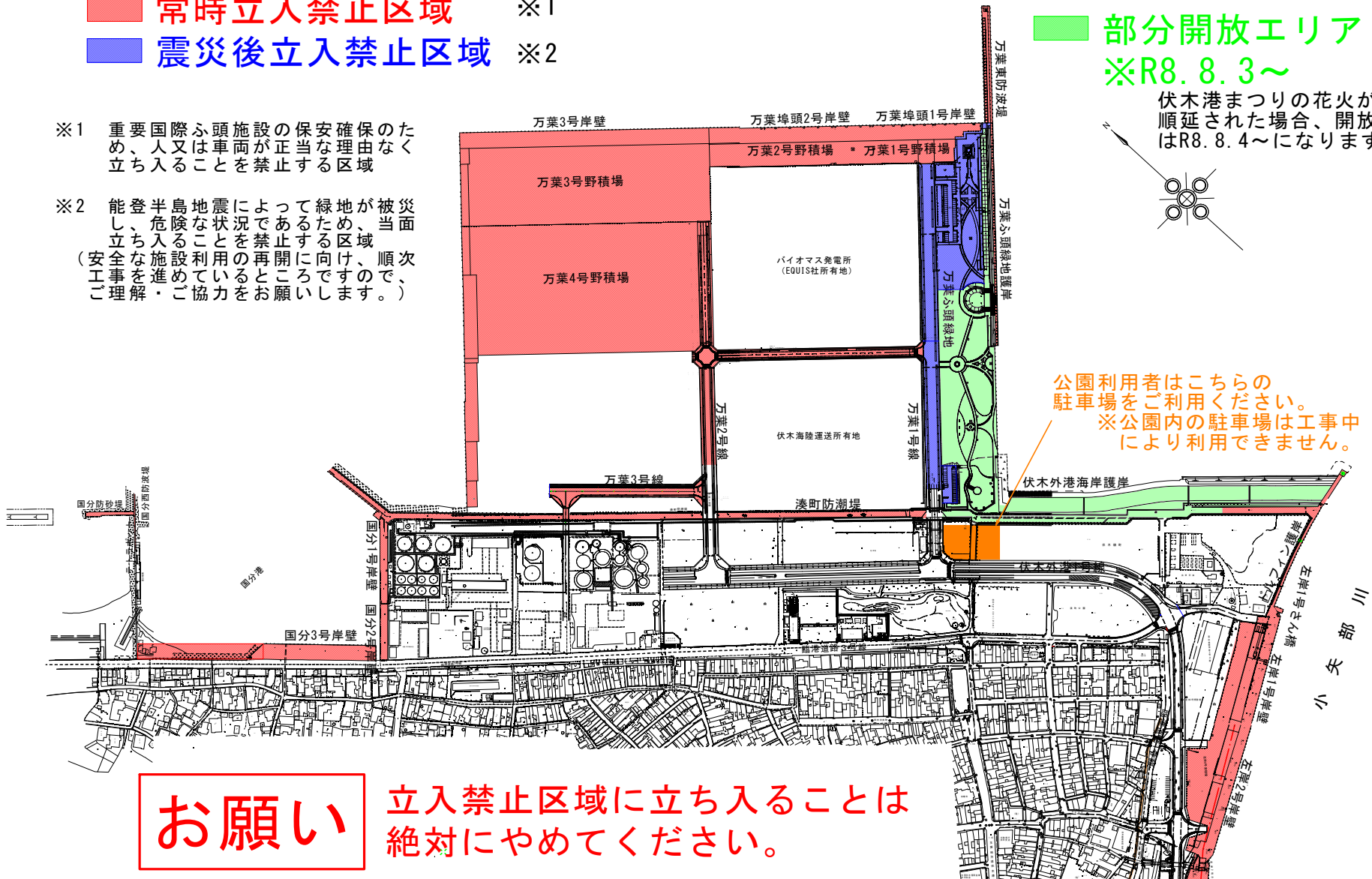
※2 能登半島地震による被害が、被災地である伏木港に及ぶのを防ぐため、被災地を安全に立ち入ることを禁ずる（安全な立入を認める）

■ 部分開放エリア
※R8.8.3～

伏木港まつりの花火が
順延された場合、開放
はR8.8.4～になります。



公園利用者はこちらの
駐車場をご利用ください。
※公園内の駐車場は工事中
により利用できません。



お願い

立入禁止区域に立ち入ることは
絶対にやめてください。